

## 記者会見(2022・7・29)での「発言」

これまで裁判の傍聴を長年続けてきましたが、私が「原告」になって法廷に立つとは思ってもいませんでした。

名古屋で教えていた頃に、中部国際空港対岸部の地域開発に対して、住民訴訟の原告住民の証人として名古屋地裁で証言したことがあります。その時も地方公営企業の開発が問題でしたが、今度は「原告」として立ち向かうことになりました。

大阪 IR カジノ誘致に対する住民監査請求結果は「合議不調」で、大阪市の「居直り」的な姿勢に腹を立てています。長年にわたり公共事業や地方行財政を調査研究してきた者として、IR・カジノ誘致、万博の夢洲開発には、黙っておれませんでした。

夢洲は 1987 年以降、廃棄物や浚渫土砂、建設残土などで埋め立てられてきました。昨年 10 月撮影の写真のように、夢洲は左側の 1 区、真中下の万博予定地の 2 区、その上の IR 予定区域の 3 区、右側の大阪港最大のコンテナターミナルが稼働する 4 区に分けられます。本住民訴訟は夢洲 3 区の IR 予定区域約 49ha が対象です。夢洲は高層建築物を想定していない軟弱地盤の埋立地です。そこに IR カジノ施設を計画するため、大阪市が底なしの財政負担をすることに異議を申し立て、IR 予定地の「土地改良事業」の差止めを求める住民訴訟であります。

夢洲の IR カジノ予定地に対する土地対策は、港営事業会計の債務負担行為によって実施されます。3 月議会で 788 億円の債務負担行為が認められましたが、「基本協定書」によると地盤沈下対策など際限のない追加負担が懸念されます。大阪港湾局は土地対策費の負担があっても、夢洲埋立事業は 50 数年後に収支回復とありますが（昨年 12 月 8 日の大規模事業リスク管理会議提出の大阪港湾局資料）、あまりにも先のことで、地方公営企業としては長期にわたり、不透明で甘すぎる試算です。

7 月 8 日付で通知された監査請求結果は 86 ページあり、新たな資料なども散見されます。とりわけ注目されるのが、監査請求書に対する大阪市の「反論」が 17 ページにわたり掲載されていることです。監査結果としては、異例の「反論」だと思います。今回の住民訴訟の争点が「反論」という形で述べられています。

本件土地課題対策費用の負担(788億円)による大阪市港営事業会計への財政的影響は限定的な範囲にとどまるし、万一、収支に困難が生じたとしても、一般会計から有利子の長期貸付けにより対応可能だとしています。昨年 12 月 8 日の大規模事業リスク管理会議での議論も経ていると述べています。しかし、その会議で外部委員は夢洲単体での長期収支が問題だと指摘していました。なお、7 月 6 日の大阪港湾局との協議で、夢洲の長期収支はこれまで通りであることを担当者に確認しました。

地方公営企業、とりわけ大阪市港営事業会計から夢洲の財政リスクについて住民訴訟「原告」一人として、検証・評価していきたいと考えています。

(2022 年 7 月 30 日)